刑法等の一部を改正する法律案要綱

第一 刑法の一部改正

一逮捕及び監禁

逮捕及び監禁の罪の法定刑を三月以上七年以下の懲役とすること。 (第二百二十条関係)

二 未成年者略取及び誘拐

未成年者略取及び誘拐の罪の法定刑を三月以上七年以下の懲役とすること。 (第二百二十四条関係)

三 営利目的等略取及び誘拐

営利、 わいせつ、結婚又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、 人を略取し、 又は誘拐した者は、 一 年 以

上十年以下の懲役に処するものとすること。(第二百二十五条関係)

所在国外移送目的略取及び誘拐

四

所在国外に移送する目的で、 人を略取し、 又は誘拐した者は、 二年以上の有期懲役に処するものとすること。

第二百二十六条関係)

五 人身売買

1 人を買い受けた者は、 三月以上五年以下の懲役に処するものとすること。 (第二百二十六条の二第一 項関

係)

2 未成年者を買い受けた者は、三月以上七年以下の懲役に処するものとすること。 (第二百二十六条の二第二

項関係)

- 3 営利、 わいせつ、 結婚又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、 人を買い受けた者は、一年以上十年以
- 下の懲役に処するものとすること。(第二百二十六条の二第三項関係)
- 4 人を売り渡した者も、 3と同様とすること。 (第二百二十六条の二第四項関係)
- 5 所在国外に移送する目的で、人を売買した者は、二年以上の有期懲役に処するものとすること。 (第二百二

十六条の二第五項関係)

六 被略取者等所在国外移送

略取され、 誘拐され、 又は売買された者を所在国外に移送した者は、二年以上の有期懲役に処するものとする

こと。(第二百二十六条の三関係)

七 被略取者引渡し等

- 1 二から六までの罪を犯した者を幇助する目的で、 略取され、 誘拐され、 又は売買された者を引き渡し、 収受
- Ų 輸送し、蔵匿し、 又は隠避させた者は、三月以上五年以下の懲役に処するものとすること。(第二百二十

七条第一項関係)

2 身の代金目的略取等の罪を犯した者を幇助する目的で、 略取され又は誘拐された者を引き渡し、 収受し、

又は隠避させた者は、一年以上十年以下の懲役に処するものとすること。

(第二百二十七条第

二項関係)

送し、

蔵匿し、

き渡し、 営利、 収受し、 わいせつ又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、 輸送し、 又は蔵匿した者は、六月以上七年以下の懲役に処するものとすること。 略取され、誘拐され、又は売買された者を引 (第二百二

十七条第三項関係)

3

八未遂罪

二から七までの罪の未遂は、 罰するものとすること。 (第二百二十八条関係)

九親告罪

一及び三の罪並びにこれらの罪を幇助する目的で犯した七の1の罪 並びに七の3の罪並びにこれらの罪の 未遂

関係)

罪

Ŕ

営利又は生命若しくは身体に対する加害の目的による場合を除き、

親告罪とすること。

(第二百二十九条

十 国外犯処罰

から八までの罪について、 日本国外において犯した日本国民及び日本国外において日本国民に対して犯した

日本国民以外の者にも適用するものとすること。 (第三条及び第三条の二関係)

第二 刑事訴訟法の一部改正

証人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話する方法によって、 場合において、相当と認めるときは、 裁 判 所は、 わい せつ又は結婚の目的に係る第一の五の3又はこれらの未遂罪等の被害者を証人として尋問 裁判官及び訴訟関係人が証人を尋問するために在席する場所以外の場所に 尋問 <u>|</u>をす ゙゚する

ることができるものとすること。 (第百五十七条の四第一項関係)

第三 出入国管理及び難民認定法の一部改正

人身取引等の定義に関する規定の新設

人身取引等を次の1から3までに掲げる行為と定義すること。 (第二条第七号関係

1 営利、 わいせつ又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、 人を略取し、 誘拐し、若しくは売買し、 又は

略取され、 誘拐され、 若しくは売買された者を引き渡し、 収受し、 輸送し、若しくは蔵匿すること。

己 の支配下に置くこと。

2

1

に掲げるものの

はか、

営利、

わいせつ又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、

十八歳未満の者

を自

3

1

に掲げるものの ほか、 十八歳未満の者が営利、 わいせつ若しくは生命若しくは身体に対する加害の目的を

有する者の支配下に置かれ、 又はそのおそれがあることを知りながら、 当該十八歳未満の者を引き渡すこと。

上陸拒否事由に関する規定の整備

1 売春又はその周旋、 勧誘、 その場所の提供その他売春に直接に関係がある業務に従事したことがあることを

理 由とする上陸拒否事由から、 人身取引等により他人の支配下に置かれていた者が当該業務に従事した場合を

除くこと。 (第五条第 項第七号関係

2 人身取引等を行い、 唆し、 又はこれを助けた者は本邦に上陸することができないものとすること。(第五条

第一項第七号の二関係)

三 上陸特別許可に関する規定の整備

た外国人が人身取引等により他人の支配下に置かれて本邦に入っ 法務大臣は、 上陸の手続においてなされた異議の申出が理由がないと認める場合でも、 たものであるときは、その者の上陸を特別に許 当該異議の申出を行っ

可することができるものとすること。 (第十二条第一項関係)

四 退去強制事由に関する規定の整備

- 1 次のイから八までのいずれかに該当する外国人につい て 本邦からの退去を強制することができるものとす
- ること。 (第二十四条第四号八からホまで関係)
- イ 人身取引等を行い、唆し、又はこれを助けた者
- П 旅券等の不正受交付、 他人名義の旅券等の行使、 自己名義旅券等の譲渡等(旅券法第二十三条第一項(第

の罪により刑に処せられた者

ハ 十の2から4までの罪により刑に処せられた者

六号を除く。

)から第三項まで)

- 2 第十九条第一項の規定に違反して収入を伴う事業を運営する活動若しくは報酬を受ける活動 を専ら行ってい
- る業務に従事することを理由とする退去強制の対象から、 ると明らかに認められること又は売春若しくはその)周旋、 勧 人身取引等により他人の支配下に置かれている者を 誘、 その場所の提 供その他売春に直接に関 係 が あ
- 除くこと。(第二十四条第四号イ及びヌ関係)
- 五 出国命令に関する規定の整備

兀 の 1 の イから八までのいずれかに該当する者は、 出国命令の対象から除くこと。 (第二十四条の二関係

六 在留 特別 許可 ات 関する規定の整

つ た容疑者が人身取引等により他人の支配下に置かれて本邦に在留するものであるときは、 法務大臣は 退去強 制 手続におい てなされ た異 議 の申出が理 抽がない いと認める場合でも、 当該異議 その者の在留を特別 の 申 出 を行

七 運送業者等の旅券等の確認義務に関する規定 の 新 設

に

許可することができるものとすること。

(第五十条第一

項関

係

入ることを防止するため、 本邦に入る船舶等を運航 当該船舶等に乗ろうとする外国人の旅券、 する運送業者 (運送業者がないときは、 当該船舶等の長) 乗員手帳又は再入国許可書を確認し ιţ 外 国 人が不法に本邦に なけ ħ

八 ならないものとすること。 在留資格 に係る許可及び仮滞在許可 (第五十六条の二関 'に関する規定 係 の)整備

ば

可 `及び仮滞在の許可の 兀 の 1 の イから八までのいずれかに該当することを在留資格未取得外国人に係る定住者の在留資格の取 除外事由とすること。 (第六十一条の二の二第一項及び第六十一条の二の四第一項 関 得の許 係

九 外 国 入国管理 当局 への 情報提供に関する規定 の 新設

1 る出入国の管理及び難民の認定の職務に相当するものに限る。 う外国の当局 (以下「 法 務 大臣は、 出 入国管理及び難民認定法に規定する出入国 外国入国管理当局」という。)に対し、 の管理及び難民の認定の職務 2において同じ。)の遂行に資すると認める情 その職務 (出入国管理及び難民認定法に規 に相当する職務 定す を行

報 を提供することができるものとすること。 (第六十一条の九第一項関係)

2 目 的 1 で使用されない の 規定による情報の提供については、当該情報が当該外国入国管理当局の よう適切な措置がとられなければならない ものとすること。 職務の遂行に資する目的以外の (第六十一条の 九第二項 関

係)

3 場 ず 'n 合においては、 捜査等」という。 法務大臣は、 かに該当する場合を除き、 外国入国管理当局からの要請があったときは、 あらかじめ、)に使用することについて同意をすることができるものとするとともに、 ハに該当しないことについて外務大臣の確認を受けなければならないものとす 1により提供した情報を当該要請に係る外国の刑事事件の捜査又は 2の規定にかかわらず、次のイから八までの 当該同意をする 審判 (以 下 L١

1 罪につい 当該要請 て捜査等を行う目的で行われたものと認められるとき。 に係る刑事事件の捜査等の対象とされてい る犯罪が政治犯罪であるとき、 又は当該要請が政 治 犯 ること。

(第六十一条の九第三項及び第四項関係

場 合に 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした おい ζ その行為が日本国 の法令によれば罪に当たるものでないとき。

ハ 日本国が行う同種の要請に応ずる旨の要請国の保証がないとき。

十 罰則の整備

1 不法入国等の援助の罪の法定刑を三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金又はその併科とすること。

(第七十四条の六関係)

2 次のイから二までのいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、 又はこ

れを併科するものとすること。 (第七十四条の六の二第一項関係

1 他人の不法入国等の実行を容易にする目的で、偽りその他不正の手段により、 日本国の権限のある機関から難民

旅行証明書、 渡航証明書、 乗員手帳又は再入国許可書の交付を受けた者

人の不法入国等の実行を容易にする目的で、次に掲げる文書を所持し、

提供し、又は収受した者

他

(1) 旅券 (旅券法第二条第一号及び第二号に規定する旅券並びに同法第十九条の三第一項に規定する渡航書

を除く。②及びニにおいて同じ。)、乗員手帳又は再入国許可書として偽造された文書

当該不法入国等を実行する者について効力を有しない旅券、乗員手帳又は再入国許可書

(2)

八 により、 不法入国(第七十条第一項第一号)又は不法上陸(同項第二号)の罪を犯す目的で、 日本国の権限のある機関から難民旅行証明書、 渡航証明書、 乗員手帳又は再入国許可書の交付を受けた 偽りその他不正の手段

者

二 不法入国又は不法上陸の罪を犯す目的で、 次に掲げる文書を所持し、 又は収受した者

(1) 旅券、乗員手帳又は再入国許可書として偽造された文書

(2) 自己について効力を有しない旅券、乗員手帳又は再入国許可書

3

営利の目的で2のイ又は口の罪を犯した者は、五年以下の懲役及び五百万円以下の罰金に処するものとする

こと。(第七十四条の六の二第二項関係)

- 4 2及び3の罪 (所持に係る部分を除く。) の未遂は、 罰するものとすること。 (第七十四条の六の三関係
- 5 2 から4までの罪 Ϊ́ 刑法第二条の例に従うものとすること。 (第七十四条の 七関係)
- 6 不法入国者等の蔵匿等の罪の法定刑を三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金とすること。 (第七十四条の

八第一項関係)

7 営利の 目的による6の罪の法定刑を五年以下の懲役及び五百万円以下の罰金とすること。 (第七十四条の 八

第二項関係)

8 イ若しくは口の罪若しくは3の罪又はその未遂罪を犯したときは、 しても、 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して2の 各本条の罰金刑を科するものとすること。 (第七十六条の二関係) 行為者を罰するほか、その法人又は人に対

9 せた者は、 七 の規定に違反して、 五十万円以下の過料に処するものとすること。 (第七十七条関係 外国人の旅券、 乗員手帳又は再入国許可書の確認をしないで当該外国人を本邦に入ら

十一 その他

再入国許可書に係る規定その他所要の規定の整備を行うこと。

第四 組織 的 な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正

第一の二から八まで並びに第三の十の1、2イ及び口並びに3並びにその未遂罪等を犯罪収益等の前提犯罪と

すること。 (第二条第二項及び別表第一関係)

組織的な逮捕及び監禁の罪の法定刑を三月以上十年以下の懲役とすること。 (第三条第一項第八号及び第二項

(第一項第八号の罪に係る部分に限る。)関係)

三 その他所要の規定の整備を行うこと。

第 五

附則

一条関係)

この法律は、 部を除いて公布の日から起算して二十日を経過した日から施行するものとすること。 (附則第

この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めること。 (附則第二条ないし第十条関係)